

函館市民生委員・児童委員活動費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)に対し、民生委員活動に必要な費用(以下「民生委員活動費」という。)および民生委員法(昭和23年法律第198号)の規定により、民生委員で組織された協議会(以下「民生児童委員協議会」という。)の会長および副会長に対し、その活動に必要な活動費(以下「正副会長活動費」という。)を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 民生委員活動費の支給の対象となる者は、厚生労働大臣より委嘱を受けた民生委員とし、正副会長活動費の支給の対象となる者は、民生委員協議会の会長および副会長とする。

(支給額等)

第3条 支給額は別表のとおりとし、これを四半期の期間に相当する額を基本として分割支給する。

2 当該年度途中において委嘱、解嘱等により、その在職期間が全期間に満たない場合、在職した月数に応じて、支給する。ただし、同月に、委嘱、解嘱等がある場合は、その月の在職日数が多い者に対し、支給することとする。

(支給方法)

第4条 市長は、民生委員の指定する口座に口座振替の方法で支払うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の活動費から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

民生委員活動費	1人あたり年額	85,200円
---------	---------	---------

正副会長1人あたり	民生児童委員協議会
9,600円	第1方面, 第2方面, 第3方面, 第4方面, 第5方面, 第6方面, 第7方面, 第8方面, 第9方面
11,040円	第10方面, 第11方面
12,000円	第12方面, 第13方面, 第16方面, 第19方面, 第20方面, 第21方面, 第22方面, 第23方面, 第25方面
12,480円	第14方面, 第15方面, 第24方面
14,880円	第18方面, 第30方面
25,440円	第17方面
45,600円	第26方面
48,480円	第29方面
68,640円	第27方面
78,240円	第28方面